

千葉県告示第279号

法定外道路の路線の変更に関する告示

千葉県法定外道路条例（平成17年千葉県条例第19号）第4条第2項の規定により法定外道路の路線を変更しましたので、同条第3項において準用する同条例第3条第1項の規定により告示します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、この告示の日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和5年3月31日

千葉市長 神谷俊一

1 路線名及び変更区間

路線名	変更区間		
		起点	終点
指定道路今井町 11号線	変更前	中央区今井町1414番1	中央区今井町1408番
	変更後	中央区今井町1409番1	中央区今井町1408番
指定道路園生町 46号線	変更前	稲毛区園生町626番4	稲毛区園生町630番
	変更後	稲毛区園生町626番4	稲毛区園生町628番2

2 変更期日 令和5年3月31日